

第三期山口県医療費適正化計画(素案)に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について

1 意見の募集期間

平成29年12月19日(火)から平成30年1月18日(木)まで

2 意見の件数

21件(2人及び2団体)

3 意見の内容と県の考え方

(1) 計画期間における医療費の見込みに関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>病床削減を前提とした「医療費適正化」としないこと。</p> <p>入院医療費抑制は「医療費適正化」の重点であり、「第一期」「第二期」の医療費適正化計画においては、「医療の効率的な提供」と称して「療養病床の再編成」や「平均在院日数の短縮」が目標とされていた。今回の「素案」にはそのことは盛り込まれていないが、医療費適正化計画と地域医療構想とを連動させることが「骨太の方針」で示されており、病床削減によって入院医療費「地域差半減」を目指す意図が伺える。「素案」の「計画期間における医療費の見込み」では、「地域医療構想に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を踏まえ」た推計によって効果を示しており、地域医療構想の実現が前提になっている点は、病床削減との関連で危惧するところである。地域医療構想については、構想区域ごとの「調整会議」での自主的な協議に委ねられており、その「効果」を予め数字で示すことに疑問を感じざるを得ないが、いずれにしても、病床削減を前提とした医療費適正化とならないよう求めたい。</p>	<p>医療費の見込みについては、国が定めた医療費適正化基本方針に基づき、地域医療構想において推計された医療需要に基づいて、入院医療費を推計しています。</p>
2	<p>高齢者医療確保法を活用した県独自の診療報酬の設定を行わないこと。</p> <p>「計画期間における医療費の見込み」の明示は、医療費の地域差の半減に向けて、「どの程度の縮減が見込まれるかを明らかにする」ことを求めた「骨</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律第14条の規定による診療報酬の特例については、医療の質の確保の観点を含めた十分</p>

<p>太の方針 2017」によるものと考えているが、これに対して、「骨太の方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」に基づく「改革工程表」の「2017 改定版」（2017/12/21 決定）において、2018 年度より「縮減効果等の進捗管理を進めていくとともに、所要の検討を行う」としている。「素案」では、67 億円を医療費適正化の「効果」として見込んでおり、その実現に向けた「進捗管理」が求められることになるが、すでに「十分な縮減を図ることができない場合」の対応の検討例として、高齢者医療確保法第 14 条（診療報酬の特例）の活用が示されている。国では、県別の診療報酬設定についての運用の考え方を 2017 年度中に周知するとしており、その導入が現実的なものとなっている。診療報酬は、国民皆保険制度の下で国民が受ける医療の質を保障するために定められた医療行為の価格であり、県ごとに異なることはありえない。高齢先進県である山口県では医師も高齢であり、さらに後継者も不足している状況にある中で、医療機関における人件費、光熱費の支出、債務の返済等の原資でもある診療報酬が他県より低く設定されれば、山口県での承継（世代交代も含む）を考え直す、あるいは帰ってこない、新規開業をあきらめるといった状況も想定され、ますます地域医療の崩壊が加速すると思われる。このように医療の現場に大きな混乱をもたらす県別の診療報酬導入は行わないよう求める。</p>	<p>な検討を行った上で、国において適切に対応されるものと考えています。</p>
---	--

(2) 目標の実現に向けた施策の実施に関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>医療費が高くなる山口県の特徴を考慮した対応をすること</p> <p>山口県は全国的にも一人あたり医療費が高く、「素案」では全国 4 位（2015 年度）であるとしている。しかも、一人あたり実績医療費（国保＋後期高齢者）では全国 2 位となっている。これについて、「素案」では、地域差指数（年齢構成による補正）では 8 位まで下降すると分析しており、山口県において医療費が高くなっている最大の要因</p>	<p>医療費に高齢化の状況が影響を及ぼす点については、今後とも十分考慮してまいります。</p> <p>また、御意見のとおり、薬局と主治医との連携については、「多剤・重複投薬の是正」を行う上で必要不可欠であり、薬局業</p>

	<p>は「高齢化」であるといえる。医療費の増加は必然的なものであり、この点を十分考慮した上で、適正化を図ることを求めたい。</p> <p>もちろん、不必要な医療費支出は避けるべきであり、「素案」にあるように「多剤・重複投薬の是正」など高齢者に特有な問題に適切に対応することは重要である。</p> <p>ただ、こうした取組みについては、薬局だけではなく主治医との連携が不可欠であり、その視点は盛り込んで頂きたい。</p>	<p>務の前提となるものです。</p> <p>本計画では、主治医をはじめとした医療機関等と連携し、多剤・重複投薬の是正等を行う「かかりつけ薬剤師・薬局」を選ぶことの意義等の普及啓発に努めるとともに、各種講習会等を活用した啓発活動により、県民の医薬品に対する正しい理解と医薬品の適正な使用を促進することとしています。</p>
2	<p>健診の効果をあげるために医療の窓口負担を軽減すること</p> <p>健診や保健指導の推進によって住民の健康を保持していく取り組みは重要であり、積極的に行っていくべきだと考える。</p> <p>しかし、その際に問題となるのは、医療機関への受診の際の窓口負担である。重症化のリスク回避や生活習慣病の治療のためには医療機関を受診する必要があるが、高齢者を中心に窓口負担増が進んでいる現状がある。しかも、現行の1～3割負担とは別に「受診時定額負担」を求める動きや市販品類似薬の保険外しなど、更なる負担増も計画されている。これらの経済的負担は、医療機関への受診を躊躇させる何ものでもなく、せっかく健診によって疾病が発見されても受診行動につながらないことになる。健診による疾病予防とともに、疾病の早期発見、早期治療を徹底するためにも、国に対して窓口負担の軽減を求めて頂きたい。あわせて、現行の福祉医療費助成制度を元の無料の制度に戻すことを含め、県としても可能な限り必要な助成制度を検討すべきである。</p>	<p>医療機関の受診の際の窓口負担については、医療保険制度全般の制度設計に関することであり、本計画の対象には含まれないと考えています。</p>
3	<p>疾病予防という点では「予防接種の推進」をあげているが、予防接種の適正な実施に向けての啓</p>	<p>御意見の内容は、予防接種の推進に関する施策</p>

	<p>発だけでなく、接種費用の助成も含めて、接種率の向上に向けた具体的手だてを盛り込むべきである。</p>	<p>を実施していく上で、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市町においては、独自の判断により費用助成が行われているところもあります。</p>
4	<p>喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めるよう、よろしく願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻きタバコと同様にニコチンが含まれる。したがって、吐き出す呼気にもニコチンが含まれ、受動喫煙による急性心筋梗塞などのリスクがある。 ・紙巻きタバコと同様に種々の発がん性物質が含まれる。したがって、受動喫煙による肺がん・口腔がん・胃がん・腎臓がんなどのリスクがある。(紙巻きタバコと同様の健康警告表示が義務付けられていることから判るように) ・紙巻きタバコと違い、発生する有害物質が見えにくい。したがって、周囲の人々は受動喫煙を避けられず、かえって危険である。など 	<p>現在、国において、施設における受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正について検討しており、その中で「加熱式たばこ」も規制対象とするか否か検討していることから、その結果を踏まえ、今後、対応を検討してまいります。</p>
5	<p>今進められている国の「健康増進法の改正」を見越して、管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的实施が望まれるので、庁舎内（議会棟、出先を含め）、出先や関係機関等の「敷地内 or 屋内全面禁煙」の周知徹底・要請をよろしく願います。</p> <p>また貴管下職員の勤務中の禁煙実施も願います。</p>	<p>受動喫煙による健康被害等について施設管理者等への周知に努めるなどにより、受動喫煙防止の取組を促進してまいります。</p>
6	<p>タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校をなどの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等をよろしく願います。</p>	<p>受動喫煙による健康被害等について施設管理者等への周知に努めるなどにより、受動喫煙防止の取組を促進してまいります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策などよろしくをお願いします。 ・上記については、東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の条例制定が望まれます。関係部局とも調整の上、提案をよろしくをお願いします。 	<p>また、様々な機会を通じて、喫煙による健康への悪影響等に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</p>
7	<p>「分煙」では煙は必ず漏れます。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をよろしくをお願いします。</p>	<p>多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙という基本方針のもと、受動喫煙による健康被害等について施設管理者等への周知に努めるなどにより、受動喫煙防止の取組を促進してまいります。</p>
8	<p>禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上であったり、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約がありましたが、中医協の改定で、2016年4からは35歳未満の若い世代も適用になりましたので、この施策の重要性を進めていただきたいです。</p> <p>※御地の禁煙治療の保険適用施設が増えるよう、施策での取り組み要請をよろしくをお願いします。</p> <p>※また敷地内禁煙となっていない御地の病院がある場合は、改善要請・支援をよろしくをお願いします。</p>	<p>本計画において、成人喫煙率の減少を目標として掲げており、若い世代を含む喫煙をやめたい人がやめられるよう、禁煙外来医療機関の紹介などにより、禁煙支援に取り組んでまいります。</p>
9	<p>喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいます。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待され、末永くよく噛み味わえるようになります。</p> <p>歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あります。こ</p>	<p>様々な機会を通じて、喫煙による健康への悪影響等に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</p>

	れらも強調し、施策・啓発が重要です。	
10	<p>医療費適正化の観点から、喫煙及び受動喫煙が諸疾患の原因となるのはもちろん、重症化の要因になっていることには既に多くのエビデンスがありますが、治療や入院加療・手術に至ってもなお喫煙し続ける患者が少なくなく、重症化予防の妨げ、また医療費高の一因になっているところです。</p> <p>禁煙指導にも関わらず吸い続ける場合は、せっかくの治療効果が減ずるor無駄になるケースもあり、医療資源の浪費となるので、治療を打ち切り、強制退院とする医師や医療施設も現にあります。</p> <p>抜本的な対処・対策をよろしくお願いします。</p>	<p>様々な機会を通じて、喫煙による健康への悪影響等に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。</p>

(3) 計画の推進に関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「医療費適正化計画」は財政主導による強制的な医療費抑制策とならないようにすること</p> <p>国は、社会保障改革が「財政健全化」のカギを握るとして、相次いで負担増、給付抑制を進めている。2018年度は、診療報酬・介護報酬の同時改定、国保の広域化、地域医療構想、地域医療計画、介護保険事業計画などの重要な施策の節目の年であることから、これらと連動させて「医療費適正化」を進めていく考えである。</p> <p>いずれの施策も都道府県の権限によるところであり、そのガバナンスの強化は国としても重要課題と位置付けている。今回の「医療費適正化計画」が財政対策を優先させた上からの強制的な取組みにならないよう、県としての十分な配慮を求めたい。</p>	<p>本計画の推進については、保険者や医療機関などの関係者の理解・協力を得て、相互に連携しながら進めてまいります。</p>
2	<p>当該計画/プランについて、いつ/どの程度の頻度で、どの部署がどの様にして、目標管理・進捗確認・計画/プランの修正等を行なうのか御明示願います。</p>	<p>本計画の目標管理等については、第4章第2節において記述しています。</p>

(4) 表記に関する意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	専門用語が使用されている資料と推測致します。 頁下、或いは別途資料で語句説明御掲載頂けましたなら幸いです。	専門用語は、それぞれの箇所において解説を加えています。
2	図面・表については、説明等の為にも通番を設定頂けましたなら幸いです。	図表・表は、通番を付しています。
3	可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。	将来に係る記載部分については、元号と西暦を併記するよう努めています。

(5) その他の意見

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>下関市は全国でも子どもの医療費の助成が少なく、未就学児の無料化も最近の事で、小学生以上の窓口負担が2割になったのもごく最近の事です。</p> <p>全国的に見ても18歳迄が無料の所が多い中、下関市は助成が少なく入院も通院も医療費がかかり、持病のある子供の場合は毎月高額になります。</p> <p>特定疾患の認定基準はととても厳しく、よほどの重症者でないと認定されないのが現状です。</p> <p>日本国内どこに生まれても、子供達の医療をうける権利は一緒です。どうして住む自治体によって医療費に対する不安、医療へのためらいをしなければならぬのでしょうか？</p> <p>下関市、山口県内の子どもの医療費を無料化していただけるようにしてほしいです。</p> <p>これから子育てをする方たちは、子どもの医療費なども考えた上で居住地を決めるのだと思います。医療費のことで下関市、山口県を離れた人もいます。</p> <p>健康を維持することで医療費を減らす計画も素晴らしいと思いますが、子どもが安心して医療機関にかかれるように、どうかご検討よろしくお願</p>	御意見の内容は、医療に要する費用の適正化とは別の観点からの施策に関するものであり、本計画の対象には含まれないと考えています。

	<p>いたします。</p>	
<p>2</p>	<p>当案件、意見作成の為には関係計画・諸施策も確認するべきであると考えます。</p> <p>その様な意見募集を、意見募集期間に年末年始も含めた上で、且つ同時期に関係し合うであろう6案件同時実施、資料総ページ数は600頁を越す様な複数案件を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は明らかに短いと感じます。(結局全資料熟読精査できぬままの意見送付となっております。)</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>上記意見と関係し、この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p> <p>上記返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の案件集中」は必須と言う事となります。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合は必ず期間延長、案件集中する場合は自動的に期間延長、等)を御願い致します。</p> <p>最初の意見と同様の意見(「年末年始含む期間に案件集中」に関しての意見)を、昨年・一昨年、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント(県民意見募集)に送付しております。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> <p>対応が無かった場合は、「なぜ対応が無かったのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p> <p>対応があった場合は、なぜ当パブリックコメント(県民意見募集)で適切な対応が取られていない</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えておりません。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>のか明示願います。</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。）</p>	
3	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。</p> <p>県広報誌にはパブリック・コメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。</p> <p>「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報)には、6案件件名・QRコード付の広報がなされていたと記憶しております。</p> <p>今回の案件は「県からの御知らせ」に掲載がありましたが、多くの意見募集案件について県広報誌や「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われれます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月25日の中国新聞、山口新聞及び宇部日報に掲載)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。（「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を明示願います。）</p>	
4	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p>	<p>本パブリック・コメント以外に、県内の全ての市町及び山口県保険者協議会に対して協議を行うとともに、山口県医療費適正化推進協議会において検討を行っています。</p>